（加入者掛金の納付の方法の変更に関する申出）

第80条　第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

２　前項の届出をする者が、加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第30条第８項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、事業所の変更に伴い個人払込に変更する場合は、この限りではない。

（中小事業主掛金の納付の方法）

第80条の２　中小事業主は、第71条の２の規定により中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、第67条第１項第４号の規定により連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替を加入者が区分した拠出期間の最後の月の翌月26日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。）に行うことにより納付するものとする。

２　（略）

第87条の３　災害その他やむを得ない理由により第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものが事業主払込を行う場合であって当該加入者を使用する事業主が第79条第１項の規定により定められた期日に連合会に納付することが困難であるものとして連合会が指定する加入者掛金については、当該加入者は、連合会に申し出て当該加入者掛金の納付を停止することができる。

２　前項の規定により納付を停止した加入者掛金については、第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、同項の理由のやんだ日から２月以内において連合会が定める日までに連合会に申し出て事業主払込により納付することができるものとする。

３　前２項の規定による申出は、申出を行う第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものの氏名、性別、住所、生年月日その他連合会が必要とする事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

４　（略）

（運用の方法の選定及び提示）

第90条　個人型運用関連運営管理機関は、運用の方法を選定し、加入者等に提示するに当たっては、次の各号に掲げる基準に従ってこれを行わなければならない。

一　個人型運用関連運営管理機関が選定し、提示する運用の方法は、第91条第１項に掲げる運用の方法（以下「対象運用方法」という。）であって、同条第２項に掲げる要件（以下「運用方法要件」という。）に適合するものであること。

二～五　（略）

２　（略）

（運用の方法）

第91条　個人型運用関連運営管理機関が選定し、提示することができる対象運用方法は、次に掲げる運用の方法であって、次項に掲げる運用方法要件に適合するものとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであって次に掲げるもの

イ　生命保険会社（法第８条第１項第２号に規定する生命保険会社をいう。以下同じ。）であって保険業法（平成７年法律第105号）第265条の２第１項に規定する保険契約者保護機構（以下単に「保険契約者保護機構」という。）の会員の資格を有するものへの生命保険（各加入者等に係る払込保険料のうち付加保険料（保険料のうち純保険料以外のものをいう。）（保

（加入者掛金の納付の方法の変更に関する申出）

第80条　第２号加入者は、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

２　前項の届出書には、第30条第７項第１号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業所の変更に伴い個人払込に変更する場合は、この限りではない。

（中小事業主掛金の納付の方法）

第80条の２　中小事業主は、第71条の２の規定により中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、第67条第１項第３号の規定により連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替を加入者が区分した拠出期間の最後の月の翌月26日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。）に行うことにより納付するものとする。

２　（略）

第87条の３　災害その他やむを得ない理由により第２号加入者が事業主払込を行う場合であって当該加入者を使用する事業主が第79条第１項の規定により定められた期日に連合会に納付することが困難であるものとして連合会が指定する加入者掛金については、当該加入者は、連合会に申し出て当該加入者掛金の納付を停止することができる。

２　前項の規定により納付を停止した加入者掛金については、第２号加入者は、同項の理由のやんだ日から２月以内において連合会が定める日までに連合会に申し出て事業主払込により納付することができるものとする。

３　前２項の規定による申出は、申出を行う第２号加入者の氏名、性別、住所、生年月日その他連合会が必要とする事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

４　（略）

（運用の方法の選定及び提示）

第90条　個人型運用関連運営管理機関は、運用の方法を選定し、加入者等に提示するに当たっては、次の各号に掲げる基準に従ってこれを行わなければならない。

一　個人型運用関連運営管理機関が選定、提示する運用の方法は、第91条第１項に掲げる運用の方法（以下「対象運用方法」という。）であって、同条第２項に掲げる要件（以下「運用方法要件」という。）に適合するものであること。

二～五　（略）

２　（略）

（運用の方法）

第91条　個人型運用関連運営管理機関が選定し、提示することができる対象運用方法は、次に掲げる運用の方法であって、次項に掲げる運用方法要件に適合するものとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであって次に掲げるもの

イ　生命保険会社（法第８条第１項第２号に規定する生命保険会社をいう。以下同じ。）であって保険業法（平成７年法律第105号）第265条の２第１項に規定する保険契約者保護機構（以下単に「保険契約者保護機構」という。）の会員の資格を有するものへの生命保険（各加入者等に係る払込保険料のうち付加保険料（保険料のうち純保険料以外のものをいう。）（保